

北相木村単独補助金関係等一覧表 「令和6年4月1日現在」

(総務企画課分)

補 助 金 名	内 容
1. 勤労者通勤費補助	村外への職場への通勤費補助 ① ②・③に揚げる以外の市町村へ1年間を通じて自家用車・バスで220日以上通勤 …… 50,000円 ② 佐久穂町・川上村・南牧村へ1年間を通じて自家用車・バスで220日以上通勤 …… 45,000円 ③ 南相木村・小海町へ1年間を通じて自家用車・バスで220日以上通勤 …… 40,000円 ④ 一年間を通じて120日以上219日通勤している者 …… 30,000円 ⑤ 会社若しくは事業主の送迎バス又は車両等を利用して一年間を通じて120日以上の通勤している者 …… 15,000円 新幹線通勤 …… 360,000円(限度額)
2. 村営バス運賃助成	70歳以上・高校生以下・心身障害者3級以上・療育手帳所持での通勤者 …… 利用運賃全額(要申請) にしまる荘・診療所・ゲートボール場利用者 …… 施設までの往復利用運賃全額 その他の村民 …… 一律100円負担
3. 体験学習補助金	小学6年生が長崎県五島列島への体験学習に係る費用、負担金 10,000円以外の全額
4. 定住対策推進事業補助金	満60歳以下で永住目的で北相木村に住所をおき、生活する意思のある者、及び北相木村に住所を有する者 ① 居住の用に供する土地、家屋の取得費、解体撤去、造成費 ② 住宅の新築・増築・改築をするときに要する経費 事業費 3,000,000円以上で 1,500,000円を限度に10%以内補助 (※1世帯1回のみとする)
5. 新エネルギー設備設置費補助金	① 住宅太陽光発電設備設置 1キロワット当たり 250,000円 限度額 1,000,000円 (住宅の内部で用いる電気を太陽光エネルギーから直接変換する機器、及び電気を供給するために必要な機器により構成された装置で、設置に要する費用) ■10KW以上の事業用発電については「設備設置ガイドライン」による届出が必要(補助金はありません) ② 太陽熱等高効率利用設備設置費 1/3以内 限度額 1,000,000円 (太陽熱・地熱等の自然エネルギー利用し、住宅の空調、給湯を行うため設置する機器で、設置に要する費用) 但し、①か②についてはいずれかの補助に限る。 ③ ペレット・薪・カラマツストーブ設置費 1/3以内 限度額 200,000円 (農林業の生産の過程で産出された端材等を燃料として使用するストーブで、設置に要する費用) ④ 蓄電システム設置費 1/3以内 限度額 150,000円 (太陽光発電により充電し繰り返し使用することができる電池及びこれに付属する装置で、設置に要する費用)

6. 地区行政協力費補助金	各地区に行政協力費として 1地区 100,000円
7. 佐久平駐車場無料券交付	村内に居住している住民・法人及び村内事業所に勤務している個人
8. 集落活性化交付金	<p>集落の活性化を推進するため、集落が行う自主的な集落作り事業に対し、予算の範囲内で交付金を交付 (対象事業に対して 1集落 500,000円以内)</p> <p>対象経費 イベント等で新たに行う事業・集落内の環境整備、環境美化・交流会事業・伝統芸能等継承に関する事業・講演会、研修会・その他村長が認めるもの</p> <p>対象外経費 食料費(地域食材を活用するための経費は認める。)・集落等の運営費・人件費のうち集落内の者に支払うもの・信仰宗教等に関わる施設物品の補修等</p>
9. 自治会活動保険全戸加入	各区の主催する行事・活動に対する保険
10. 空家有効活用家賃補助金	空き家入居時に60歳以下の者に 月額 10,000円を補助 (4月、10月に支給、入居後10年間を限度)
11. 育英資金貸付.	<p>保護者が3年前から北相木村に住所がある者</p> <p>高校生 月額 15,000円 専門学校・大学生 月額 50,000円 卒業から約7年の月賦償還</p>
12. 若者未来創造応援助成金	卒業後7年以内に継続して村内に住所をおき現に居住する育英基金借入完済者、在村期間に応じて貸付金に2/3を乗じて得た額に相当する額
13. 消費者被害防止対策機器購入補助金	<p>特殊詐欺等への対策機能の付いた電話機等の購入に係る経費、購入費等の1/2以内 限度額 10,000円</p> <p>1世帯につき1回限りとする</p>
14. 急発進防止装置整備費補助金	<p>停車時及び徐行時に誤ってアクセルを強く踏込んでしまった場合の、急加速を抑制する装置を後付けで整備するもの</p> <p>購入費及び取付費 2/3以内 限度額 60,000円 対象車両1台1回限り</p>
15. 空家等適正管理事業補助金.	<p>空き家所有者等による適正な管理に必要な経費の一部を補助するもの 同一住宅に対し1回限り、事業の併用不可</p> <p>対象経費の1/2以内 限度額(片付け事業 250,000円 改修事業及び解体撤去事業 500,000円)</p>
16. 東北信市町村交通災害共済掛金補助金	<p>共済に加入する年の4月1日現在において、村の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>年額掛金 400円 (中学生以下 200円) 共済の掛金の額を補助</p>
17. 自転車用ヘルメット購入	<p>自転車用ヘルメットの購入に係る経費の一部を補助する。村内に住所を有しかつ現に居住している者に対して、補助金対象経費の1/2を乗じて得た額とし、4,000円を限度とする。</p>

*詳細については役場・担当課までお問い合わせください。尚補助金を受けようとする際には、事前に役場へお問い合わせ下さい。事後の承諾ができない場合もありますのでご注意願います。